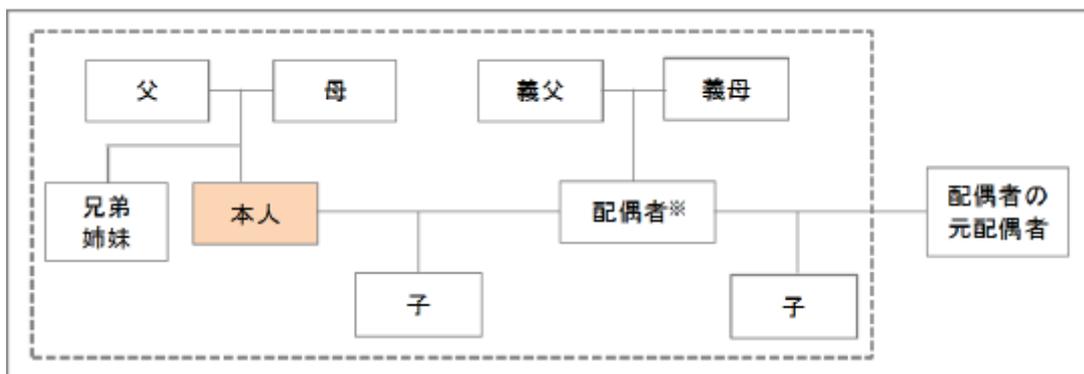


私は、「外国政府等において重要な地位を占める者（過去において該当する場合も含みます）
またはその家族」に該当しません。

<<外国政府等において重要な地位を占める方またはその家族とは>>

外国において、国家元首や日本の内閣総理大臣その他の国務大臣・副大臣、最高裁判所の
裁判官、統合幕僚長等に相当する職、中央銀行の役職にある方等

家族の範囲（破線内が対象範囲）



※事実上婚姻関係と同様の事情にある方（内縁関係にある方等）を含む。

※祖父母・孫は家族の範囲に含まれない。